

平成28年度第1回岐阜県食品安全対策協議会 議事要旨

- 1 日時：平成28年7月28日（木）13：30～15：40
- 2 場所：岐阜県水産会館 2階 中会議室
- 3 出席者

区分	団体名	役職等	氏名
学識経験者	岐阜大学応用生物科学部	准教授	梶川 千賀子
	(公社)岐阜県栄養士会	副会長	長屋 紀美江
	岐阜県議会	厚生環境委員長	篠田 徹
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	会員	上林 美也子
	岐阜県食生活改善推進員協議会	会長	羽場 富子
	岐阜県生活学校連絡協議会	書記	田中 露美
	消費者代表（公募）	-	高木 まどか
	消費者代表（公募）	-	柴山 拓治
	消費者代表（公募）	-	道上 弥生
生産者	全国農業協同組合岐阜県本部	副本部長	梶田 泰久
	岐阜県女性農業経営アドバイザー ーいきいきネットワーク	理事	戸崎 由美子
	(公社)岐阜県食品衛生協会	理事	浅野 高道
流通業者	(公社)岐阜県学校給食会	理事長	岩本 修治
	岐阜県卸売市場連合会	会長	大野 悟朗
	(株)バローホールディングス	品質管理室室長	国富 直人

4 議題

- 「平成27年度 食品の安全性の確保等に関する報告（案）」について
「第3期岐阜県食品安全行動基本計画の中間見直しスケジュール（案）」について

5 議事要旨

(細川食品安全対策係長 (生活衛生課))

ただいまから、平成28年度第1回食品安全対策協議会を開催いたします。

なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。はじめに、岐阜県健康福祉部次長の土井よりご挨拶申し上げます。

(土井健康福祉部次長)

皆さんこんにちは。岐阜県健康福祉部次長の土井です。

本日はお忙しい中、本協議会にご出席いただきましてありがとうございます。平素は、県の食品安全行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本協議会は、平成14年8月に設置されたもので、これまで食品安全の様々な問題に対して様々なご意見をいただいております。これからも県の食品安全について見守っていただき、ご意見をいただきたいと思います。

本日の議題についてですが、岐阜県食品安全行動基本計画の平成27年度の年次報告をさせていただきます。こちらの報告は、条例に基づいて岐阜県議会にも報告する予定です。また、今年は平成26年度からスタートした第3期計画の中間年にあたり、計画の見直しスケジュールについても議題として挙げさせていただきます。

県としましては、岐阜県食品安全基本条例に基づき、食品安全行動基本計画を策定し、食品の安全・安心の確保に努めており、6つの項目を重点施策として位置づけ、取り組んでいるところです。

しかし、今年1月には廃棄されたカツが不正に転売され、弁当やスーパーで販売されていたなど食品の安全を脅かす事案が発生しました。県として総力を挙げ、施設の調査、保管されていた食品の調査を行い、製造メーカー等で廃棄が確認されたものについては公表をいたしました。

この事案を受け、県では今年度新たに食品衛生監視専門職12名を全保健所に配置し、全ての食品衛生監視員に食品廃棄物処理施設への立入監視権限を付与しました。また、食品製造施設への立入を実施し、従来行っていた衛生管理に加え、マニフェストの保管など食品廃棄物の適正な取扱いについても確認を行い、問題のある施設がないことを確認しております。そのほか、休業状態の

施設の確認や講習会を開催し、同様の事案が発生しないよう再発防止に努めております。

食品安全に関わる事案は後を絶ちませんが、県としても対策を立てて対応していきます。本日は委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただければ幸いです。それでは皆様、よろしく申し上げます。

(細川食品安全対策係長 (生活衛生課))

この協議会は、設置要綱のとおり、平成28年度、29年度の2年間の任期として委員をお願いしております。

本日は最初の協議会となりますので、会長、副会長の選任までは事務局のほうで進行させていただきます。

(野池食品安全推進室長 (生活衛生課))

岐阜県健康福祉部生活衛生課食品安全推進室長の野池と申します。県では岐阜県食品安全・安心推進本部という組織を作っており、関係部局が連携して食品安全の推進に取り組んでおります。

さて、本協議会の設置要綱により会長、副会長は岐阜県健康福祉部長が指名することとなっておりますので、事務局から会長、副会長を指名させていただきます。会長には、平成26年度、27年度に副会長を務めていただきました梶川委員にお願いしたく、指名させていただきます。副会長には長屋委員を指名させていただきます。

では、今後の進行につきましては、梶川会長にお願いいたします。

(梶川会長)

ただいまご紹介にあずかりました岐阜大学応用生物科学部梶川と申します。議事進行にあたり、不慣れな点があるかも知ませんが、よろしく申し上げます。

(長屋副会長)

岐阜県栄養士会から来ました長屋と申します。今年度から初めて参加させていただきます。栄養士会ともかかわりの深い協議会だと思いますので、よろしく申し上げます。

(梶川会長)

この協議会は、平成28年度、29年度の2年間の任期ですが、今回は最初の協議会ですので、委員の皆さんに自己紹介をお願いします。せっかくですので、お名前のほかに食品について気になっていることなどをお話しいただきた

いと思います。

(篠田委員)

県議会の厚生環境委員長を務めております、篠田と申します。次長の話にもあったように、今年の冒頭には思いもかけない事件が岐阜県で発生しました。過去にも〇157の食中毒などが発生しており、我々人間が生きていくうえでも、食の安全というものを担保していくことが重要であると考えております。皆様の意見を聞き、反映させていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(上林委員)

全岐阜県生活協同組合連合会から来ました上林と申します。生協には県内23万人の組合員がおり、遺伝子組換え食品や食品添加物に敏感な方も多数おります。ただ、昨年度の勉強会では、これらが危ない、ということよりも、バランスよく食事をとることの大切さについて勉強しました。消費者の立場としては、売っているものは安全と信じているのですが、食品廃棄物のような事件が起ると、売っているものが安全か不安になります。食品行政にはしっかり対応していただきたいと思っております。2年間、よろしく願います。

(羽場委員)

岐阜県食生活改善推進員協議会の会長を務めております羽場と申します。健康日本21、岐阜県食育基本条例に基づいて食育活動を3,700名弱の会員とともにしております。この協議会は大切なものだと考えておりますので、2年間よろしく願います。

(田中委員)

岐阜県生活学校連絡協議会から来ました田中と申します。生活学校では、食品関係に限らず生活全般について広範囲に活動しております。食品関係ですと食品表示や食品ロスなどについて勉強し、県民の方に広める活動をしております。この協議会では行政の対応等について情報をいただいております。ここでいただいた情報を広く伝えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(高木委員)

消費者代表の高木と申します。冷凍カツの事件の時は、行政は何をやっているのだろうかと思いましたが、スーパーに売っているものは基本的に安全だと思っておりますので、報道によってうろたえたりもします。行政が食品安全にどの

ように関わっているかを知らなかったですし、検査や監視なども、今回の資料を見て初めて知りました。消費者に、どのように分かりやすく伝えていくかが重要だと思います。一般的な消費者として意見を述べる事が出来たらと思い、協議会に参加させていただきますので、よろしくお願いします。

(柴山委員)

消費者代表の柴山と申します。水産物の卸売市場や業務用の調理食材の仕事についておまして、合計で約40年食品に関する仕事に勤務していました。食品の企画や販売をしており、過去の経験を踏まえて食品の安全について私なりの考え方を発言できたらと思いますのでよろしくお願いします。

(道上委員)

消費者代表の道上と申します。消費者にとって、スーパーで売っているものが正しくない場合は、何を信じて良いのかわからなくなります。このような場所、食品安全について勉強できたらいいなと思いますので、よろしくお願いします。

(梶田委員)

全国農業協同組合の梶田と申します。生産者の立場として参加しており、農産物、畜産物の流通に深くかかわっております。残留農薬検査やBSE検査、放射能物質の検査など、県の行政と一緒にやって対応しておりますので、そのような観点からこの協議会に参加できたらと思っておりますのでよろしくお願いします。

(戸崎委員)

岐阜県女性農業経営アドバイザーいきいきネットワークの会長の戸崎と申します。普段はハウスで花を作っておりますが、周りには野菜の生産者の方もたくさんいていろいろと話を聞いたりしています。普段から加工品は減らそうなど、気を使って買い物をしております。県の行政として、売られているものをチェックしていることは知りませんでした。この協議会には生産者の立場として参加できたらと思っておりますのでよろしくお願いします。

(浅野委員)

岐阜県の食品衛生協会の理事をしております浅野と申します。食品の安全について、保健所と連携して会員に対する勉強会や指導を受けております。最近ではノロウイルスに関連した食中毒が多く、協会にいる食品衛生指導員が手洗

いマイスターという資格をとり、手洗いの大切さや食中毒の予防に取り組んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

(岩本委員)

岐阜県学校給食会会長の岩本と申します。県内の学校給食用の物資を供給させていただいております。万一食中毒が発生しますと影響は大きいですから、安全安心、衛生管理には徹底的に取り組んでおります。また、学校給食を楽しみにしている子どもたちは多く、よりよい学校給食に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(大野委員)

卸売市場連合会会長の大野と申します。食の安全安心は市場からをスローガンに掲げており、社員教育の中で、目視・目利きを磨くのが基本であり、加工品については表示についてももしっかり確認するよう指導しております。また、市場祭りや親子見学会などの取組みも行っております。皆様には安全安心な食材を提供していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(国富委員)

株式会社バローホールディングスの国富と申します。グループ会社は30社以上あり、パンや惣菜、お肉の工場も持っており、流通だけではなく、生産加工も行っております。工場の監査も行っておりますが、安全安心に向けて、改善に努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(梶川会長)

それでは議題に入ります。本日は「平成27年度食品の安全性の確保等に関する報告(案)」と「第3期岐阜県食品安全行動基本計画の中間見直しスケジュール(案)」となっております。昨年度において、食中毒や食品廃棄物の問題などが発生しており、食品の安全安心に関する県の対応も重要になってきております。また、今年度は第3期計画の中間年であることから、計画の中間見直しは予定されております。これらのことについて、事務局から報告をいただいた後、皆様のご意見を伺いたいと思います。それでは、事務局から報告をお願いします。

(野池食品安全推進室長(生活衛生課))

まず議題の説明に入る前に、今年度から新たに委員になっていただいた方が多数おみえになるので、県がどのような枠組みで食品安全行政を行っているの

か、簡単に説明させていただきます。

まず、飲食に起因する衛生上の危害を防止するための法律として「食品衛生法」があり、この法律に基づいて県では、飲食店などの営業許可業務、食品関連施設の監視指導、食品中の農薬や添加物の検査などを行っております。ほかに、昨年4月に施行された「食品表示法」があり、この法律に基づき食品の適正表示について指導を行っております。

また、食品安全に係る基本理念を定め、国、県、食品事業者の責務、消費者の役割などを定めた「食品安全基本法」があり、これを受けて岐阜県独自に、平成15年に議員提案による「岐阜県食品安全基本条例」が制定されました。本条例は、食の安全安心に関する基本理念を定め、県、食品関連事業者、消費者の行うべき役割や責務、施策の方向性を明確にし、県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的としております。

この条例に基づいて県の実施する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「岐阜県食品安全行動基本計画」という5年間計画を作成しており、現在は平成26年度から平成30年度までの第3期計画期間中となっております。県条例は資料2に、第3期計画は資料3-1のとおりです。

この計画に基づく施策の実施結果は、年度ごとにとりまとめ、翌年度の県議会に報告することになっております。資料3-2は9月議会に報告予定の報告書案です。

それでは、昨年度の計画の実施結果について説明させていただきます。まずは、資料3-2の目次部分をご覧ください。

この報告書の構成は、第1章の1ページに当計画のあらましを記載しており、2ページから4ページまで、第3期計画に定めた6つの「重点施策」別に計画の目標達成状況を記載しております。そして、第2章では5ページから、具体的に定めた22項目の施策について、平成27年度の実施結果を記載しています。22ページからは、数値目標の達成状況として、項目ごとに目標値に対する達成率を表にして整理してあります。

2ページをご覧ください。冒頭に、全体のまとめを記載しています。数値目標65項目のうち、62項目で目標が達成されており、概ね計画に沿って順調に進んできております。ここでは、時間の関係から、6項目の重点施策について説明をさせていただきます。

重点1 コンプライアンスの推進についてです。

これまで、産地偽装、賞味期限の改ざん、ホテルやレストランにおけるメニューの食材に係る偽装、廃棄食品の転売などの問題が発生しています。これらの問題に対して、県では食品事業者にコンプライアンスに対する意識定着を促しています。具体的には、食品事業者を対象に食品表示等総合講習会や、食品

衛生責任者約17,000名を対象にした講習会を開催し、食品表示法、食品衛生法、景品表示法などの関係法令の周知徹底とコンプライアンス意識の向上に努めました。

数値目標として、食品表示等総合講習会の受講者数、食品衛生責任者講習会の開催数について、2項目とも目標を達成しました。

重点2 食中毒防止対策の推進についてです。

県では、毎年度、食品衛生監視指導計画を策定し、食品営業施設の監視指導、残留農薬の検査などを実施しています。営業施設を、食中毒等の危険性などから3段階のレベルに分類し、大量に調理をする大規模な施設や、広域に流通する食品を製造する施設などをレベル1として、年2回以上の立入を行い、重点的な監視指導を実施しました。レベル1の施設には延べ1,617回の監視指導を行いました。その他の施設を含め昨年度は合計23,835回の監視指導を行いました。また、食品衛生責任者約17,000名を対象にした講習会を開催し、食中毒防止について周知啓発しました。そのほか、県内に流通する食品の細菌汚染実態調査を行い、食肉、カット野菜等120検体の細菌検査を行いました。カット野菜等11検体から大腸菌が、ミンチ肉等6検体からサルモネラ属菌や腸管出血性大腸菌が検出されたため、製造者に対して原材料の取扱について適正な衛生管理を行うよう指導しました。また、集団給食施設の調理従事者を対象として衛生講習会を開催し、食中毒予防について周知啓発しました。

数値目標として、食品衛生監視指導計画の達成率、食品衛生責任者講習会の開催数、県内に流通する食品の細菌汚染実態調査数、集団給食施設の調理従事者を対象とした衛生講習会の受講者数について、4項目とも目標を達成しました。

重点3 アレルギー物質対策についてです。

消費者庁によりますと、全国で1～2%の人が何らかの食物アレルギーを持っていると考えられており、増加傾向がみられるとのこと。県では、このような状況を踏まえ、アレルギー物質に関して使用原材料の点検、製造工程の確認、意図しない混入の可能性の有無などについて111の食品製造施設に対して監視指導を実施しました。そのほか、県内に流通する食品のアレルギー物質検査を行い、菓子やめん類などの加工食品32検体の検査を行いました。表示にないアレルギー物質について、基準値を超えたものが1検体から検出されたため、すぐに施設の立入指導を行い、製品の回収、製造器具の洗浄の徹底、機械の清掃作業マニュアルの作成、自主点検について指導を行いました。

数値目標としては、アレルギー物質に関する食品製造施設への立入検査数、県内に流通する食品のアレルギー物質検査数について、2項目とも目標を達成

しました。

重点4 食品表示対策についてです。

食品表示は、消費者が食品を購入する際に、食品選択をするための重要な情報源であり、また、保存方法や期限表示など購入後の食品の取扱いに関する情報提供という意味でも大切な役割を担っています。県では、食品の製造施設や販売店への立入指導、食品事業者に対する講習会を実施し、適正な表示がされるよう指導を行いました。特に、7月と12月を食品表示適正強化月間と定め、食品表示に関係する各行政機関の担当者が合同で673店舗の立入検査を実施しました。また、合同立入検査以外でも、食品表示法に基づく立入検査を1,652店舗に対して、米トレーサビリティ法に基づく立入検査を943店舗に対して実施しました。そのほか、事業者を対象とした食品表示等総合講習会や、消費者を対象とした食品表示基礎講座や栄養成分表示講習会を開催し、食品表示に関する周知を行いました。

数値目標として、合同立入検査数、食品表示法に基づく立入検査数、米トレーサビリティ法に基づく立入検査数、特定保健用食品製造施設への立入検査数、食品表示等総合講習会の受講者数、食品表示基礎講座の開催数、栄養成分表示講習会の開催数について、7項目とも目標を達成しました。

重点5 双方向のリスクコミュニケーションについてです。

食品の安全性は、県民にとって身近な問題であり、食品のリスクやその対策について、県民に対して様々な形で情報提供を行っております。また、行政からの一方的な情報提供だけでなく、関係者が情報を共有し、それぞれの立場から意見交換を行い、正しい知識や情報に基づいた判断能力を身に着的けていただくリスクコミュニケーションを積極的に進めています。昨年度は、食中毒予防をテーマに食品の安全安心シンポジウムを開催し、パネルディスカッションにより活発な情報交換を実施しました。また、小学生を対象としたジュニア食品安全クイズ大会や食品の安全に関する出張出前講座を実施し、啓発及び意見交換を行いました。

数値目標として、リスクコミュニケーション事業等の参加者数、参加者の理解度について、2項目とも目標を達成しました。

重点6 食品の安全を守る人材の確保・育成についてです。

食品の安全性確保に携わる行政職員が、事業者に対し適切に助言指導が行えるよう、専門性の高い知識や技術を習得するため、国や県などが開催する各種研修会に参加し、知識の習得や検査技術の研さんに努めました。また、食品関連事業者の中で指導的役割を担う食品衛生指導員や農薬管理指導士の養成や活動の支援を行いました。

数値目標として、食品衛生監視員等研修会の開催数、食品表示担当者研修会

の開催数、保健所試験検査担当者研修会の開催数、食肉衛生検査技術研修会の開催数、病性鑑定技術研修会の開催数について、5項目とも目標を達成しました。

平成27年度報告書案についての説明は以上です。

続いて、資料4の第3期岐阜県食品安全行動基本計画行動基本計画の中間見直しスケジュールについて説明させていただきます。

現在の第3期計画は、平成26年度から30年度までの計画になっており、今年度は中間年にあたります。そこで、計画策定後の食品安全に関わる情勢の変化や課題に対応するため、計画の中間見直しを行い、平成29年度、30年度の事業をより効果的に実施していきたいと考えています。現在、中間見直しについて、関係各課からの意見を取りまとめ、原案を作成中でございます。

今後の予定ですが、9月から10月にかけて、県民の方からの意見を募集するパブリックコメントの実施、11月には第2回の食品安全対策協議会で、中間見直し原案について皆様方からご意見をいただきたいと考えています。パブリックコメント、協議会でのご意見を踏まえて、中間見直し最終案を作成し、第3回の食品安全対策協議会で報告させていただきます。その後、3月の県議会を経たのち、県民への公表、県ホームページへの掲載を行います。平成29年度、30年度については、この中間見直しした計画に基づいて食品安全の施策を進めていく予定です。

現在、原案を作成中ですが、検討案として、昨年度発生した廃棄食品の不正転売事案を受けて、「食品廃棄物対策」と、昨年度に創設した岐阜県HACCP導入施設認定制度の推進を「食品関連施設の監視指導」の項目に追加することを検討しています。なお、資料4の裏面には、廃棄食品の不正転売事案の概要と県の対応について、まとめてあります。平成27年度には事案の発生を受けた緊急対応を行っており、今年度は県下の保健所に食品衛生監視員を12名増員して食品の製造から廃棄までの一貫した監視指導に取り組んでいるところです。中間見直しでは、この内容を盛り込んでいきたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

(梶川会長)

ありがとうございました。第3期の基本計画について、重点施策をピックアップして説明いただきました。事務局の説明を受けて、ご意見やお考えをご自由に発言していただきたいと思っております。それでは上林委員からご意見を伺いたいと思っております。

(上林委員)

消費者として、食事や食品が安全であることが前提であると思います。今年度も、行政のほうでいろいろと検査等がなされており、ありがたいなと思います。昨年度の食品廃棄物事案について、廃棄されたものが売られているという想定されていない事案が発生しましたが、今後の見直しで既に対策を考えているとのことで良いと思います。

食品表示法の勉強会で、添加物や残留農薬で直接的な被害は目に見えて起きないが、アレルギーは直接命にかかわることで1番重要、その次は塩分の取りすぎでこれは健康を害することがわかっております。いろいろな事項を全て表示すると字が小さくて見えないということにもなるので、重要な事項をしっかり表示するようにしてほしいと思います。今食品表示法の中で、表示もナトリウム表示から食塩相当量表示に変わっています。県としても塩分の取りすぎは危険であることをもっと注意喚起していただけるとありがたいです。

(羽場委員)

食塩の話ですが、ナトリウム表示から食塩相当量表示のものが増えてきており、消費者も買う時にチェックしている人を見かけることが多いので、良いことだと思っています。食品表示に関する講座も開催されており、今後も引き続き開催していただけるとありがたいと思います。また、食中毒警報についても市民に警鐘を鳴らしており、注意しようという気になります。

1つ気になることですが、野菜の個人直売について、地産地消というメリットはあるのですが、直売所での商品管理はどうなっているのかな、大丈夫なのかなと思います。

食卓の安全・安心ニュースについて、活用させていただいています。この前学校に講座に行った際にはコピーをとり、生徒に配布するなど、活用させていただいております。

(田中委員)

平成27年度に実施された食品安全対策はしっかりと行っており、目標もおおむね達成してありがたいと思います。ただ、県民の多くがこのような取り組みをしていることを知らないと思うので、もっとPRしていけたらよいと思います。また、表示について講習会を1回限りではなく、何回も受けることで見直しや気づきがあるので、今後も今までのように何回でも開催していただき、参加していきたいと思います。

(高木委員)

食品の検査などいろいろと行っていることを初めて知りました。その中で疑問点があるのですが、検査した結果、細菌が出たので指導した、健康食品の違反があったので指導した、食品の自主回収を行ったなどありますが、どの程度公表しているのでしょうか。全て記者発表なのか、ホームページに載せるだけなのか、情報公開をどのように行っているかを教えてほしいです。

もう1点は食品表示について、高校生や中学生、小学生などの子どもたちへの教育、学びの場を提供していただけたら良いなと思います。

(柴山委員)

食品衛生責任者講習会は多く開催されていますが、まじめに聞いている方とそうでない方がいて、どうにかできたら良いなと思います。また、食品の衛生については飲食店の経営者の考え方に左右されており、素晴らしいと思う店がある反面、大丈夫かと思う店もありますので、講習会で、コンプライアンスや食品衛生に関する意識づけを行っていただきたいと思います。

賞味期限について消費者は神経質ですが、期限はメーカーが決めるのですが、決める際のしっかりしたルールがないので、業者によってはルーズなところがあるのではないのでしょうか。

食中毒についての行政の記者発表は昔に比べて的確に行われていると思います。記者発表されれば、店も衛生により一層気を使うと思うので、今後も積極的に公開をしてほしいと思います。

(道上委員)

平成27年度に実施された食品安全対策はしっかりと行われていることを、今日の協議会に参加することで初めて知りました。もっと、このような重要な情報をインターネット以外でもPRして、もっと多くの人の目に届くようにしていただけたら良いと思います。

(野池食品安全推進室長(生活衛生課))

まず、上林委員のご意見の中で食品表示の中でアレルギーなどの重要なものをしっかり表示してほしいとありました。表示については、食品表示法の中で細かく決められており、文字のサイズなども規定されています。人によって欲しい情報が異なるところが難しいところで、結果色々なものを表示するようになっております。今後は栄養成分表示が義務化となりますので、塩分表示もしっかりされていくこととなります。

羽場委員のご意見の中で、ニーズに合わせて食品に関する講習会を開催して欲しいとありましたが、県でも出張出前講座というものを行っておりますので、

是非お声掛けいただければと思います。食中毒警報については、市町村にも協力を求めて広報を行っております。食卓の安全安心ニュースをご活用いただきありがとうございます。ホームページ以外でも紙ベースで県内の全ての学校や幼稚園に配信をいたしております。

(福手課長 (農産物流通課))

野菜の個人直売については、各地域で朝市連合が結成されており、肥培管理や農薬の使用について研修会を行っておりますし、各農林事務所でも農薬の適正使用について指導しております。

(野池食品安全推進室長 (生活衛生課))

田中委員から、県の取組みをもっと PR したらよいとご意見をいただきました。まさにそのとおりであり、インターネット以外の方法でも積極的な広報に取り組んでいきたいと思っております。また、食品表示の講習会についても何度でも受けていただければありがたいと思っております。

高木委員からのご質問で、公表をどこまで行っているかですが、自主回収については事業者が自ら回収するもので、行政が回収命令をかけているわけではないので記者発表はしておりませんが、事業者の責任で公表することはあります。ただ、自主回収した際は県の食品安全基本条例に基づいて行政に報告をいただいております、県の方でもホームページに掲載しております。一方、行政検査で違反があった場合は法律違反になりますので、行政が回収命令をかけます。この場合は行政処分となりますので、必ず記者発表しております。食中毒についても行政処分となりますので、必ず記者発表しております。また、子どもたちに食品安全について教育、啓発を行っていくことは重要と考えており、小学生向けの講座としてジュニア食品安全クイズ大会というものを実施しております。

(原川係長 (体育健康課))

学校での食品表示の学習について後日回答します。

【後日回答部分】

「食品を選択する能力」は、学校における食に関する指導の目標の一つに位置付けられており、小学校の家庭科では、調理の基礎において、目的に合った品質の良いものを選んで適切に購入することを学習します。また、中学校の技術・家庭科では、生鮮食品は鮮度、品質、衛生の観点から良否を見分け、原産地などの表示も参考に選択することを学習します。さらに、加工食品は原材料や食品添加物、栄養成分、期限表示、保存方法などの表示を理解して良否を見

分け、選択できるよう学習します。

これらの教科における学習を中心に、給食の時間や特別活動においても、児童生徒が日常の生活において実践していけるよう、実態に応じた学習に取り組んでいます。

(野池食品安全推進室長 (生活衛生課))

柴山委員のご意見で、食品衛生責任者講習会についてですが、県の方で食品製造などの営業許可を受けている施設には食品衛生責任者を置く必要があり、毎年1回講習会を受ける義務があります。講習会の中でコンプライアンスの徹底や食品衛生について取り組むよう呼びかけております。また、期限表示については、メーカー責任で期限をつけております。しっかりしたルールがあるわけではないですが、ルーズに決め、なにか問題があった場合、苦情が来るのはメーカーになりますので、長くつけることはあまりなく、短くつける傾向があります。行政も適切な期限表示について指導を行ってまいります。

道上委員のご意見にもありましたように、行政の取組みについて、今後も広報に取り組んでいきます。

(梶田委員)

行政の方で、多くの取組みをしていることがわかります。農協はチェックを受ける側で、残留農薬や動物用医薬品など、細かいところまで確認されます。我々の思いとして、県内の農産物を食べてもらいたくて作っておりますので、ルールを守り、チェックをしっかりと受けております。食品の安全に対する取組みをもっともっと県民の方に知ってもらえるようにしていきたいと思えます。

(戸崎委員)

65項目中62項目で目標が達成されており、行政の方の取組みで食品の安全が守られていると知りました。立入検査などは1,000回を超える回数行っていますが、県の職員が直接行っているのでしょうか。また、立入検査は専門職の方が行くのでしょうか。また、放射性物質の検査も行われており、安心しましたので、これらのことをもっと広く周知するとなお良いと思えます。岐阜県の野菜は低農薬で作られており素晴らしいと思うのですが、西日があたるとような露地で売っている野菜の品質管理は大丈夫なのでしょうか。

(浅野委員)

県の取組みについて、アレルギーの検査や残留農薬検査などすごく熱心に取り組んでいると思えます。立入検査には保健所の食品衛生監視員が行っており

ますが、我々の協会も食品衛生指導員が同行したり、巡回指導するなどお手伝いをしたりしております。協会でも手洗いマイスターの資格を全食品衛生指導員が取れるよう指導しております。ただ、国や県からの通知が多く、連絡が行く前に次の通知が来るという事態になっております。表示についても、自店で売の場合は口頭でよいが、スーパーに卸す場合は表示が必要となるなど、販売形態によって異なっています。消費者の方も、表示のルールをある程度知っていただくと、必要となる情報を得ることが容易になると思います。

(野池食品安全推進室長 (生活衛生課))

梶田委員のご意見は、県の取組みについて県民の皆さんに知っていただきたい、それを通じて生産者のご努力も県民に伝われば良いということかと思えます。生産者側からも、行政の検査を受け、一生懸命取り組んでいることを PR していただければありがたいと思います。条例の基本理念として行政だけではなく、食品事業者、消費者が一体となって食品安全に関わっていくことを掲げておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。

戸崎委員のご質問にありました、立入検査については県の職員が行っております。主に保健所の職員で食品衛生監視員の資格を持つ専門の職員が行っております。現在は県下 11 か所の保健所・センターで、47名の職員が携わっております。農産物の販売について、残留農薬の検査などを行い、安全性の確認はしておりますが、品質、鮮度の良し悪しや味については、行政が全て品質まで担保することは難しいので、消費者の厳しい目を持って選択していただければと思います。

浅野委員について、食品衛生協会には食品衛生指導員をはじめ、ご協力をいただいておりますので、引き続き食品安全に対して行政と連携していただければと思います。

(岩本委員)

アレルギー対策について、アレルギーを持っている人は増加傾向にあります。食品の安全性の確保の視点からは外れているかもしれませんが、その増加する原因があるはずなので、そこに目を向ける必要があると思います。対策として未然防止対策は行っているのですが、根本的な、アレルギーを持つ人を減らす対策が行えると良いと思います。

(大野委員)

卸売市場は監視を受ける側であり、温度管理のチェックやふき取り検査を受けております。話は変わりますが、ジビエ料理で E 型肝炎が発生したと聞きま

した。事後対処であり、食のあり方、刺身、煮炊き、酢締め、あらゆる食べ方をもって消費していただきたいと思います。消費者も生食と加熱処理を区分して食することをしっかりと勉強して欲しいと思います。

(国富委員)

4点ほど質問させていただきたいと思います。1つ目は65項目中62項目達成ですが、残りの3項目について、達成する対策はあるのか。2つ目は達成率が200%を超えているもの、講習会が目立ちますが、ここまで増えた要因は为什么呢。3つ目は昨年度から岐阜県 HACCP 認定制度が出来ましたが、現在の認定数と申請数などの状況を知りたいと思います。4つ目は、食中毒はノロウイルスとカンピロバクターが多いのですが、具体的な検査や対策があればお願いします。

(野池食品安全推進室長(生活衛生課))

岩本委員のご意見のアレルギーの根本的対策についてですが、この食品安全行動基本計画に盛り込むのは難しいと思いますが、ご意見として賜り、県としてできることがあれば対応していきたいと思います。

大野委員のご意見のジビエの生食についてですが、ジビエは県としても振興しておりますが、あくまで十分に加熱したものを食していただくということです。県としてもジビエの生食はやめていただき、十分に加熱することをお願いしています。また、ジビエに限らず肉の生食にはリスクがあることを県民に周知しております。豚肉や牛レバーは生食が禁止されております。鶏肉の生食は法律では禁止されておりましたが、鶏肉の生食やタタキを食べることによりカンピロバクターの食中毒が多く発生している現状を広く伝えて安易に生食をしないよう啓発していきます。

国富委員のご質問について、目標を達成できなかった3項目は、まず食卓の安全・安心ニュースの発行回数ですが、累計で目標を立てており、平成26年度は8回、平成27年度は14回発行しておりますが、累計の目標には達しませんでした。今年度も昨年度と同等のペースで発行し、目標達成を図ります。2つめは、緊急情報メールの登録者数ですが、こちらも昨年度15名増やしておりますが目標には達しませんでした。今年度、講習会などでも呼びかけて、目標達成を図ります。3つめは、学校給食における県内産野菜の使用割合で、目標に対し96%の達成率となっております。

(福手課長(農産物流通課))

県内産野菜の使用について、給食センターが地元直売所から野菜を購入する

ことも増えてきておりますので、今後も地元の食材を多く使用していただくよう取組み、目標達成に努めます。

(野池食品安全推進室長 (生活衛生課))

岐阜県 HACCP の認定制度について、現在 3 施設の認定をしております。また、3 施設から申請が来ておりますので、近々認定できると思っております。引き続き申請していただけるよう周知をしていきます。食中毒について、ノロウイルスは手洗いが非常に重要な予防になりますので、食品衛生協会と協力しながら正しい手洗いの重要性を広めていきたいと思っております。カンピロバクターは鶏肉の生食をしないことが重要であるので周知していきます。

(長屋委員)

食中毒について、提供する側が気をつけるのはもちろんですが、消費者側の啓発も必要だと思います。栄養士会でも啓発活動を進めていきたいと思っております。

(篠田委員)

それぞれのお立場からいろいろなご意見をいただきました。県の行政にお伝えしたいことは、東日本大震災が起こってから、食品廃棄物の問題が起こってから問題に気付くのではなく、先取りで対応する力を持ってほしいと思っております。

(梶川会長)

食卓の安全安心ニュースについて、県内すべての学校へ配布しているという説明でしたので、その旨を報告書に記載すると良いと思っております。

では次にその他の項目「岐阜県食品安全基本条例の取組みと成果検証」と「BSE のスクリーニング検査」について、事務局から報告をいただきます。

(野池食品安全推進室長 (生活衛生課))

岐阜県食品安全基本条例の取組みと成果検証について資料 5 に記載しております。食品安全基本条例は制定後 10 年以上が経過したことから、6 月 29 日に県議会において議員提案条例検証特別委員会が開催され、条例の成果検証が行われております。特別委員会におきましては、条例の概要を説明した後、これまでの主な取組み状況とその成果として、「自主回収報告制度」、「財政上の措置」、「安全な食品等の生産」、「検査及び監視体制の整備」、「適正表示の推進」、「県民と食品関連事業者の信頼確保」、「積極的な情報開示及び知識の普及」、「県民の意見の反映」、「危機管理体制の整備」について報告をいたしました。どの項目

においても条例制定時の平成16年度に比べ、取り組みを強化してきました。

また、課題としましては、「コンプライアンスの推進」、「食中毒予防対策の推進」、「アレルギー物質対策」、「食品表示対策」、「双方向のリスクコミュニケーションの推進」、「食品の安全を守る人材の確保・育成」について挙げており、これらは第3期計画において現在取り組んでいる6つの重点施策に相当するものです。

現在、県議会において条例の成果検証作業が進められており、今後議会からの意見、要望等を踏まえて、食品安全に関する取り組みが一層推進されるよう、施策の充実・強化を図っていく予定としております。

続いて、資料6のBSEのスクリーニング検査について情報提供をさせていただきます。平成27年12月に厚生労働省は、内閣府・食品安全委員会に対して、BSE検査体制の見直し等を行った場合の健康影響評価について諮問を行いました。これを受け、食品安全委員会では検討を重ね、平成28年6月16日に、「現行のBSEの検査を廃止しても、人への健康影響は無視できる」という評価結果案をとりまとめて公表しており、近く厚生労働省に答申される予定となっています。

BSEの検査体制は、平成13年に国内最初の感染牛が確認され、その後全ての自治体でBSEの全頭検査がされてきました。その後平成17年には厚生労働省が検査対象を20月齢超に引き上げましたが、全ての自治体では独自に全頭検査を継続しました。国内外でBSE対策が講じられてきた結果、諸外国での発生は激減し、国内では平成21年に36頭目となるBSE感染牛が確認された後は、BSE感染牛は確認されておられません。

その後、平成25年に厚生労働省が検査対象を48月齢超に引き上げ、全ての自治体が全頭検査を廃止しました。現在、岐阜県でも他自治体と同様に、48月齢超の全ての牛についてBSE検査を実施しており、昨年度は2,782頭の検査を実施しました。

今後、食品安全委員会から検査廃止の答申がなされ、法改正が行われた場合、各自治体における健康牛のBSE検査をすべて廃止し、24月齢以上で運動障害や全身症状のみられる牛のみに対しBSE検査が行われることとなる予定です。また、牛の特定危険部位の見直しについても、時期は未定ですが、厚生労働省に見直しが見直しが答申される予定となっています。いずれにつきましても、今後、厚生労働省に答申される予定であり、情報が入り次第、県としての対応を検討する予定であります。

(梶川会長)

ただいまの事務局からの報告を受け、何かご意見がある方みえましたら挙手をお願いします。

それでは、事務局の方にお返しします。

(細川食品安全対策係長 (生活衛生課))

委員の皆様ありがとうございました。本日頂きました意見を参考に、今後の県行政の取り組みにいかしていきたいと思えます。

事務局から少しお時間をいただき、県生活衛生課が実施する事業についてご案内をさせていただきます。

「出張出前講座」を消費者向けに実施しており、今年度も多数の団体から随時申し込みをいただいております。また例年実施しておりますバスツアー形式の「食品安全セミナー」を10月に2回予定しております。11月22日には「食品の安全・安心シンポジウム」を開催する予定です。いずれもお気軽にご参加いただければと思います。

これで平成27年度第1回の岐阜県食品安全対策協議会を終了します。次回、第2回の岐阜県食品安全対策協議会は11月の開催を予定しております。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

それでは、お気をつけてお帰りください。